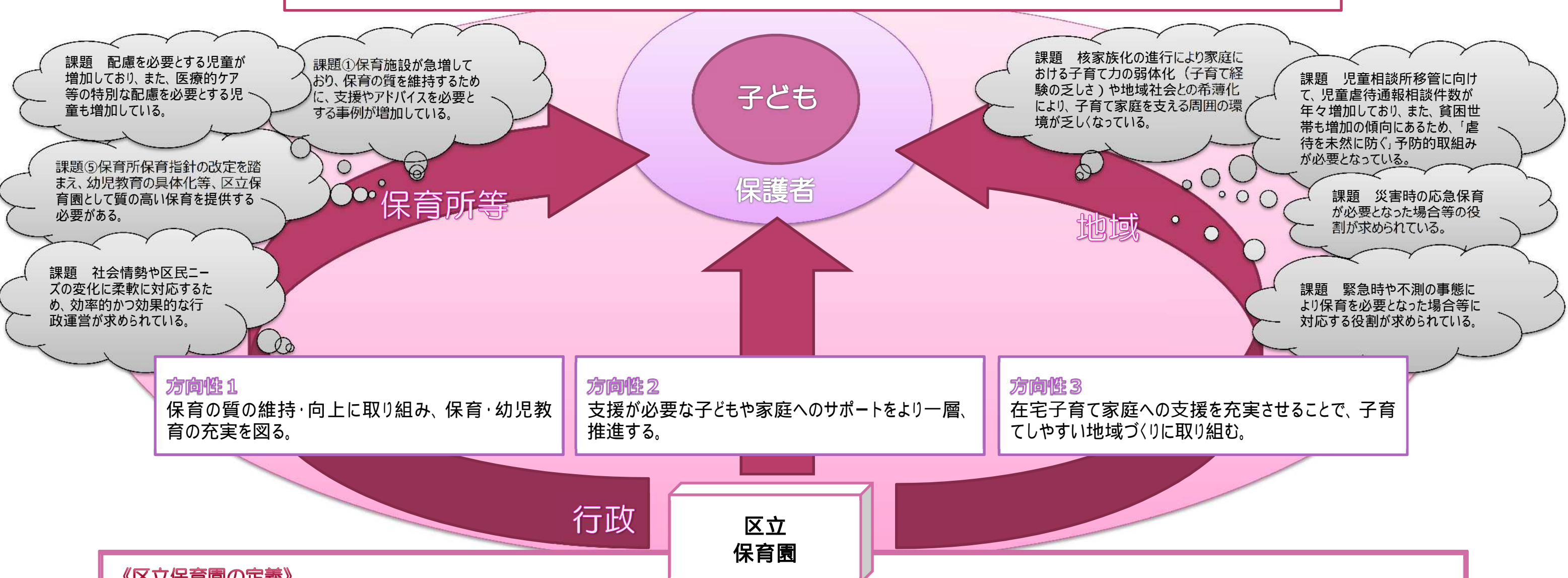


子ども計画「子どもがいきいくわくわく育つまち」の実現



課題 配慮を必要とする児童が増加しており、また、医療的ケア等の特別な配慮を必要とする児童も増加している。

課題① 保育施設が急増しており、保育の質を維持するために、支援やアドバイスを必要とする事例が増加している。

課題 核家族化の進行により家庭における子育て力の弱体化（子育て経験の乏しさ）や地域社会との希薄化により、子育て家庭を支える周囲の環境が乏しくなっている。

課題 児童相談所移管に向けて、児童虐待通報相談件数が年々増加しており、また、貧困世帯も増加の傾向にあるため、「虐待を未然に防ぐ」予防的取組みが必要となっている。

課題⑤ 保育所保育指針の改定を踏まえ、幼児教育の具体化等、区立保育園として質の高い保育を提供する必要がある。

課題 社会情勢や区民ニーズの変化に柔軟に対応するため、効率的かつ効果的な行政運営が求められている。

課題 災害時の応急保育が必要となった場合等の役割が求められている。

課題 緊急時や不測の事態により保育を必要となった場合等に対応する役割が求められている。

《区立保育園の定義》
地域における身近な公設の児童福祉施設として、「子どもの育ちのセーフティネットの中核」としての役割を担い、すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障する。

児童福祉法

保育所保育指針
保育所とは、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設。

改定の方向性（平成30年4月1日）
乳児・3歳未満児の保育に関する記載の充実
保育所保育における「幼児教育」の積極的な位置づけ
子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し
保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援を充実
職員の資質・専門性の向上

保育の質のガイドライン
世田谷区保育方針
・命の大切さ、生きる力をはぐくみます。
・保護者とともに、心豊かな子育てを目指します。
・地域の社会資源を活かし、地域の子育て力の向上に努めます。

- 子ども計画(第2期)
- 世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン
- 世田谷区基本計画・新実施計画（後期）

区立保育園を取り巻く社会情勢

平成27年から始まった子ども・子育て支援新制度等の国の保育施策の動向の変化、教育・保育事業の需要の増加により平成26年度は66ヶ所だった私立の保育園や認定子ども園も、平成30年度は155ヶ所と急増している。この間、区の保育施設の整備により、平成28年度に1,198人いた待機児童数は、平成30年4月1日時点では、486人にまで減少した。しかしながら、0～1歳児の待機児童数はまだ多く、近年は地域によっては保育施設に空きが出るなどの地域偏在という新たな問題も出てきており、区の保育施策やそれを取り巻く情勢は刻々と変化している。